

公布された条例のあらまし

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の廃止

次の附属機関を廃止することとした。

- (1) 奈良県地震防災対策アクションプログラム推進委員会
- (2) 奈良県求償審査会
- (3) 奈良県中小企業調停審議会
- (4) 奈良の省エネ・節電スタイルの推進に関する補助金選定審査会
- (5) 奈良県宅地造成審議会
- (6) 奈良県教職員結核対策専門委員会

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)については、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 市町村が処理する事務の追加

診療放射線技師法に基づく照射録の検査等に係る知事の権限に属する事務を奈良市が処理することとした。

2 事務を処理する市町村の追加

(1) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく都市計画施設の区域内に所在する土地等を譲渡しようとする場合の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係町を追加することとした。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定路外駐車場の設置の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係町を追加することとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

- (1) 平成二十八年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 奈良県公務災害補償等認定委員会の廃止

奈良県公務災害補償等認定委員会は、廃止することとした。

2 他の法令による給付との調整に係る規定の整備

年金たる補償及び休業補償について、当該補償の受給権者に同一の事由により他の法令による年金たる給付が支給される場合の調整に係る規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行し、2及び(2)は、平成二十七年十月一日から適用することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県税条例の一部改正

1 徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等

- (1) 知事は、地方税法（以下「法」という。）の規定により、法の規定による徴収の猶予（以下1及び7において「徴収の猶予」という。）又は法の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下1において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、その徴収の猶予に係る金額をその徴収の猶予又はその徴収の猶予期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとすることとした。

- (2) 知事は、法の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は当該分割納入の各納入期

限及び各納入期限ごとの納入金額を定めるものとした。

- (3) 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が、(4)により通知された分割納付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付し、又は分割納入の各納入期限ごとの納入金額をその納入期限までに納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、(2)により定めた分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を変更することができることとした。

- (4) 知事は、(2)により分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めたときは、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならないこととした。

- (5) 知事は、(3)により分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を変更したときは、その変更後の分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならないこととした。

2

徴収猶予の申請手続

- (1) 法に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とすることとした。

ア 法に該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

イ 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額

ウ イのうち当該猶予を受けようとする金額

エ 当該猶予を受けようとする期間

オ 分割納付の方法により納付又は分割納入の方法により納入を行うかどうか（分割納付の方法により納付又は分割納入の方法により納入を行う場合にあっては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を含む。）

カ 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を

超える場合には、提供しようとする法に規定する担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

(2) 法に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とすることとした。

ア 法に該当する事実を証するに足りる書類

イ 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

ウ 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

エ 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、地方税法施行令（以下「施行令」という。）の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

(3) 法に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とすることとした。

ア 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

イ (1)イからカまでに掲げる事項

(4) 法に規定する条例で定める書類は、(2)イからエまでに掲げる書類とすることとした。

(5) 法に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とすることとした。

ア 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

イ 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由及びその猶予期間の延長を受けようとする期間
ウ (1)オ及びカに掲げる事項

(6) 法に規定する条例で定める書類は、(2)エに掲げる書類とすることとした。

(7) 法に規定する条例で定める期間は、二十日とすることとした。

3 職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等

(1) 知事は、法の規定により、法の規定による換価の猶予（以下3、4及び7において「職権による換価の猶予」という。）又は法の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長（以下3において「職権による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、その職権による換価の猶予

に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として施行令で定める額を限度とする。）をその職権による換価の猶予又はその職権による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとした。

- (2) 1 (2)から(5)までは、法の規定により、職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用することとした。

4

職権による換価の猶予に係る提出書類

法に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とすることとした。

ア 2 (2)イからエまでに掲げる書類

イ 分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類

5

申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等

- (1) 法に規定する条例で定める期間は、六月とすることとした。

- (2) 知事は、法の規定により、法の規定による換価の猶予（以下5から7までにおいて「申請による換価の猶予」という。）又は法の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長（以下5において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、その申請による換価の猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として施行令で定める額を限度とする。）をその申請による換価の猶予又はその申請による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとした。

- (3) 1 (2)から(5)までは、法の規定により、申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用することとした。

6

申請による換価の猶予の申請手続

- (1) 法に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とすることとした。

ア 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

イ 2 (1)イ、エ及びカに掲げる事項
ウ 納付し、又は納入すべき徴収金の金額のうちその納付又は納入を困難とする金額

エ 分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額

(2) 法に規定する条例で定める書類は、2 (2)イからエまでに掲げる書類とすることとした。

(3) 法に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とすることとした。
ア 2 (1)カに掲げる事項
イ 2 (5)ア及びイに掲げる事項
ウ (1)エに掲げる事項

(4) 法において準用する法に規定する条例で定める期間は、二十日とすることとした。

7 担保を徴する必要がある場合

法に規定する条例で定める場合は、徴収の猶予、職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予に係る金額が百万円以下である場合、これらの猶予期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とすることとした。

8 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う申請書等の記載事項の追加

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、次に掲げる徴収金について、申請書等に記載する事項を追加することとした。

- (1) 利子割
- (2) 法人事業税
- (3) 不動産取得税
- (4) 軽油引取税
- (5) 自動車税
- (6) 鉾区税
- (7) ゴルフ場利用税

9 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正

番号法の施行に伴い、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を受ける場合に提出する申請書に記載する事項に、申請者の個人番号又は法人番号を追加することとした。

第三 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正
番号法の施行に伴い、事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税を受ける場合に提出する申請書に記載する事項に、申請者の個人番号又は法人番号を追加することとした。

第四 関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部改正

番号法の施行に伴い、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税を受ける場合に提出する申請書に記載する事項に、申請者の法人番号を追加することとした。

第五 奈良県産業廃棄物税条例の一部改正

1 番号法の施行に伴う申請書等の記載事項の追加

番号法の施行に伴い、次に掲げる場合について、申請書等に記載する事項を追加することとした。

- (1) 産業廃棄物税の特別徴収義務者の登録を行う場合
- (2) 直接産業廃棄物の埋立処分を行う場合
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第六 産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部改正

番号法の施行に伴い、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を受ける場合に提出する申請書に記載する事項に、申請者の個人番号又は法人番号を追加することとした。

第七 施行期日等

1 次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

- (1) 第一の8、第二から第四まで、第五の1、第六及び2の一部 平成二十八年一月一日

(2) 第一の1から7まで及び9、第五の2並びに2の一部 平成二十八年四月一日

月一日

2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 本人確認情報を利用することができる事務の削除

住民基本台帳法の条例で定める事務のうち、地方税法及び奈良県税条例による県税（地方税法の規定により徴収する個人の市町村民税、奈良県産業廃棄物税条例の規定により賦課徴収する産業廃棄物税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定により賦課徴収する地方法人特別税を含む。）の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であつて規則で定めるものを削除することとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成二十八年一月一日から施行することとした。

◇奈良県文化会館条例の一部を改正する条例

1 使用料の全部又は一部の免除

知事は、特別の理由があると認めるときは、文化会館の施設等の使用料の全部又は一部を免除することができることとした。

2 施行期日

平成二十八年一月一日から施行することとした。

◇奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 婦人保護施設の施設長の資格要件の変更

婦人保護施設の施設長の資格要件のうち、三十歳以上の者であることを削除することとした。

2 施行期日

平成二十八年一月一日から施行することとした。

◇奈良県医師確保修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例

1 題名の改正

題名を「奈良県医師確保修学資金貸与条例」に改めることとした。

2 臨床研修資金及び専門研修資金の廃止

へき地医療機関又は特定診療科等において医師としての業務に将来従事しようとする者の申請により貸与することができる資金のうち、臨床研修資金及び専門研修資金を廃止することとした。

3 返還債務を免除する場合の変更

修学資金の返還債務を免除する場合を、指定従事医療機関において医師としての業務に従事した期間が一定の期間に達した場合から、知事が指定する病院において臨床研修に従事した期間及び指定従事医療機関において医師としての業務に従事した期間が一定の期間に達した場合とすることとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) 平成二十八年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成二十八年十二月三十一日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

1 基金を処分できる場合の追加

基金を処分できる場合に、国からその財源に充てるために交付金等の交付を受けた事業の完了後においてなお当該交付金等を基金に積み立てた額に残余がある場合に、その残余の額を国庫に納付するための財源に充てるときを追加することとした。

2 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成三十年十二月三十一日までとすることとした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県中小企業会館条例の一部を改正する条例

1 会議室の廃止

奈良県中小企業会館の会議室を廃止することとした。

2 施行期日

平成二十八年一月一日から施行することとした。

◇奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例

1 使用承認を要する公園施設の追加

知事の使用承認が必要な公園施設に、大湊池公園運動場を追加することとした。

2 使用料

大湊池公園運動場使用料は、次のとおりとすることとした。

使 用 料	
四時間以内の場合	六一〇円
四時間を超える場合	九七〇円

注 入場料（これに類するものを含む。）を徴収する場合における使用料は、この表に定める額の一・五倍に相当する額とすることとした。

3 施行期日等

(1) 平成二十八年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

1 ゲームセンター等の立入り制限

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）の営業を営む風俗営業者は、午後六時から午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めなければならぬこととした。

2 特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所の設置が許容される地域等

法に規定する条例で定める地域は、奈良市大宮町六丁目であつて、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲百メートルの区域以外の地域とすることとした。

ア 児童福祉法に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設
イ 病院及び有床診療所
ウ 老人福祉法に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

3 特定遊興飲食店営業に係る営業時間の制限

特定遊興飲食店営業者は、午前五時から午前六時までの時間は、県の全域において、その営業を営んではならないこととした。ただし、ホテル等内適合営業所（法に規定するホテル等内適合営業所をいう。）に該当するものを除くこととした。

4 特定遊興飲食店営業を行う営業所の騒音及び振動の規制に係る数値

(1) 法に規定する条例で定める騒音の規制に係る数値は、条例の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値とすることとした。

(2) 法に規定する条例で定める振動の規制に係る数値は、五十五デシベルとすることとした。

5 特定遊興飲食店営業者の遵守事項

特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないこととした。

ア 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこ

これらの行為をさせないこと。

イ 営業所で客を就寝させ、又は宿泊させないこと（当該営業所を用いて旅館業を営む場合を除く。）。

ウ 客の求めない飲食物を提供しないこと。

エ 営業中営業所の出入口及び客室に施錠し、又は施錠させないこと。

オ 営業所その他の営業に供する施設又は敷地で店舗型性風俗特殊営業を営み、又は営ませないこと。

カ 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業をしないこと。

キ 営業所とばく類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

ク 午後六時から午後十時の時間において青少年を営業所に客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めること。

6 風俗環境保全協議会を設置する地域

法に規定する条例で定める地域は、奈良市大宮町六丁目とすることとした。

7 手数料の追加

特定遊興飲食店営業に係る次の手数料を定めることとした。

ア 営業の許可申請手数料

イ 許可証の再交付申請手数料

ウ 相続に係る承認申請手数料

エ 法人の合併に係る承認申請手数料

オ 法人の分割に係る承認申請手数料

カ 営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料

キ 許可証の書換え申請手数料

ク 特例特定遊興飲食店営業者の認定申請手数料

ケ 認定証の再交付申請手数料

コ 営業所の管理者講習手数料

8 その他所要の規定の整備を行うこととした。

9 施行期日

平成二十八年六月二十三日から施行することとした。ただし、7のアは、同年三月二十三日から施行することとした。

◇奈良県県民センター条例を廃止する条例

1 条例の廃止

奈良県県民センター条例（昭和四十六年七月奈良県条例第三号）は、廃止することとした。

2 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例

1 趣旨

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）による個人番号の利用及び法の規定による特定個人情報提供に関し必要な事項を定めるものとすることとした。

2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 個人番号 法に規定する個人番号をいう。

イ 特定個人情報 法に規定する特定個人情報をいう。

ウ 個人番号利用事務実施者 法に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

エ 情報提供ネットワークシステム 法に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

3 県の責務

県は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとすることとした。

4 個人番号の利用範囲

(1) 法の条例で定める事務は、知事又は教育委員会が行う法に掲げる事務とすることとした。

(2) 知事又は教育委員会は、法に掲げる事務を処理するために必要な限度で法

に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができることとした。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでないこととした。

(3) (2)による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなすこととした。

5 特定個人情報の提供

(1) 法の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の表に掲げる情報照会機関が、同表に掲げる情報提供機関に対し、同表に掲げる事務を処理するために必要な同表に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとすることとした。

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
知事	法に掲げる事務	教育委員会	当該事務の区分に応じ、法に掲げる情報
教育委員会	法に掲げる事務	知事	当該事務の区分に応じ、法に掲げる情報

(2) (1)の特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなすこととした。

6 その他

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

7 施行期日

この条例は、平成二十八年一月一日から施行することとした。

◇職員の退職管理に関する条例

1 趣旨

この条例は、地方公務員法（以下「法」という。）の規定に基づき、法に規定する職員（3において同じ。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとするものとした。

2 再就職者による依頼等の規制

法の規定によるもののほか、法に規定する再就職者のうち、国家行政組織法に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた法に規定する執行機関の組織等の役職員又は法の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、法に規定する契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないこととした。

3 任命権者への届出

管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であつた者（法に規定する退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き法に規定する退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となつた場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならないこととした。

4 罰則

3に違反した者は、十万円以下の過料に処することとした。

5 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。